

市町村名	目的等
飯田市	(目的) 第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。
北九州市	第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり市民の意思に基づく自立した市政運営を確立すること及び市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することの緊要性にかんがみ、北九州市における自治の基本理念及び基本原則を定め、自治を担いよう市民の権利及び責務並びに議会、議員及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市政運営の基本原則、市政への市民参画その他自治に関する基本的事項を定めることにより、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現、市民の主体的な関与及び市民相互の連携による良好な地域社会の維持形成等を図り、もって本市における市民を主体にした自治(以下「市民自治」という。)の確立に寄与することを目的とする。 (1) この条例は、市民を主体とした自治(市民自治)の確立に寄与することを目的としました。そのため、この条例には、市民自治の確立に当たっての基本理念や自治の基本原則を定め、自治に関する市民の権利や責務、議会・議員、市長等の役割や責務を明らかにしています。 また、市政運営の基本原則や市政への市民参画、コミュニティ活動のあり方などの自治に関する基本的事項を定めています。その上で、市民の意思を適切に反映させた公正で誠実な市政運営を実現することや市民自身が主体的にかかわり、市民相互間の連携による地域社会の維持形成等を図ることとしています。
おいらせ町	前文 おいらせ町は、太平洋にそそぐ奥入瀬の清流と八甲田をのぞむ緑の平野に育まれた自然豊かな町です。私たちは、この地で先人の築いた歴史と伝統を大切に、産業を発展させながら暮らしてきました。 社会環境が大きく変化するなかで、私たちはまわりに流されることなく物事の本質を見る目を養い、これまでに守り、培ってきた歴史と伝統、文化、産業、そして豊かな自然環境を未来に伝えていかなければなりません。 そのためには、「地域のことは地域が主体となって考え、行動する」という自治の原点に立ち、町民・行政・議会がともに手をとってまちづくりを進める必要があります。 私たちは、自然の恵みに感謝し、心と体を鍛え、子どもたちを健やかに育て、働く喜びを知り、思いやりと誇りを持って、心ふれあう「おいらせ町」づくりに努力します。その思いを共有し、協力して自治に取り組むため、ここに自治基本条例を制定します。 第1章 総則 (条例制定の目的) 第1条 この条例は、おいらせ町が守る町民の権利、そのための町民、行政及び議会の役割と責任を明らかにするなど、おいらせ町の自治の原則としくみに関する基本的な事柄を定め、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。
小田原市	(目的) 第1条 この条例は、本市における自治の基本的なあり方及び自治の担い手の役割を定めることにより、市民がより一層生き生きと暮らし続けることができるまちを実現することを目的とする。
二セコ町	第1章 目的 (目的) 第1条 この条例は、二セコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりに関するわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。 【解説】 ●ここでいう「自治」とは、自治の本旨(憲法第92条)である住民自治と団体自治の両側面を包含する。 ●「まちづくりに関する基本的な事項」とは、情報共有、住民参加を中心とするさまざまな理念、わたしたち町民の権利や責務、制度などをいう。
市町村名	町民の定義
飯田市	(1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。
北九州市	(1) 市民 市内に住所を有する者(以下「住民」という。)、市内の事業所若しくは事務所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に不動産を所有する者又は市内で事業活動その他まちづくりに関する活動を行う者若しくは団体をいう。
おいらせ町	(1) 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、又は町内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。
小田原市	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
市町村名	こどもの参加
二セコ町	(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。
北九州市	第7条 子どもは、自治の主体として、それぞれの年齢に応じて自治を担いようすることができる。 2 子どもは、自治の主体であることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。
おいらせ町	(子どもの権利) 第5条 おいらせ町で生活する子どもは、みな健やかに成長する権利があります。
小諸市	(小諸市自治基本条例)住民投票項目の条文から 7 住民投票の投票権を有する者は、年齢満16歳以上の住民とします。

市町村名	コミュニティの定義
飯田市	(自治活動組織) 第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。 2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとしします。 3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。
ニセコ町	第5章 コミュニティ (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。
北九州市	(3) コミュニティ 自治会等の地縁による団体、市民が共生する地域社会の実現に資すると認められる特定非営利活動法人その他これらに類する団体をいう。
おいらせ町	(まちづくり組織) 第37条 おいらせ町は、安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するため、一定のまとまりにある地域において、地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織を作ることができます。 (まちづくり組織とおいらせ町) 第38条 おいらせ町は、まちづくり組織の自主性と自立性を尊重し、その活動に協力します。 2 行政は、まちづくり組織が活動しやすいよう、必要な施策を講じ、まちづくり組織の意思を可能な限り町政に反映させるよう努めます。
小田原市	(地域活動) 第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。 2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。 3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体(以下「地域活動を行うもの」という。)に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。 (市民活動) 第7条 市民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるため、市民活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。 2 市民及び市の執行機関は、市民活動の円滑化及び活性化を図るため、市民活動を行う個人及び団体(以下「市民活動を行うもの」という。)に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。
市町村名	人材育成
小田原市	第9条 市民及び市は、地域、学校、職場等で自治の担い手を育成するための取組を行うよう努めるものとする。
市町村名	町民の責務
飯田市	(市民の役割) 第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします
ニセコ町	(まちづくりに関する町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。
北九州市	第8条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、人が大切にされるまちを実現するため、互いの人権を尊重するものとする。 2 市民は、自治の主体として発言をし、又は行動するに当たっては、その発言及び行動に責任を持つものとする。 3 市民は、法令等の定めるところにより、市政運営に伴う負担を分任する責務を有する。
おいらせ町	(自立と自律) 第8条 おいらせ町民は、まちづくりの主体として、自立の精神に則り、自己責任意識と危機管理意識を持ち、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。 2 町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。
小田原市	(市民の役割) 第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めるものとする。

市町村名	首長の役割
飯田市	(市長の責務) 第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。 2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。
二セコ町	(町長の責務) 第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。 (就任時の宣誓) 第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。
北九州市	第13条 市長は、住民の信託にこたえるために、市を統轄し、これを代表する者として、この条例を遵守し、公正かつ誠実に市政を運営する。 2 市長は、市民自治を実現するために、市政に関する市民の意思を的確に把握し、市政運営に適切に反映させるよう努める。 3 市長等は、その権限及び責任を自覚して、公正かつ誠実に職務を執行する。
おいらせ町	(役割と責任) 第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければならない。 2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければならない。 (行政の執行) 第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければならない。 2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければならない。 3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければならない。 (町民との関係) 第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければならない。
小田原市	(市長の責務) 第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立って公正に市政を先導しなければならない。 2 市長は、市政を先導するに当たり、市政の課題及びその解決への道筋について、議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聴くよう努めなければならない。
市町村名	職員等の役割
飯田市	(市の執行機関の職員の責務) 第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。 2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます
二セコ町	(執行機関の責務) 第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらない。 2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。
北九州市	第14条 職員は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。 2 職員は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供するよう努めるものとする。 3 職員は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。
おいらせ町	(役割と責任) 第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければならない。 2 おいらせ町職員は、町民のために働く者として町長等を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければならない。 (行政の執行) 第14条 おいらせ町長等及び町職員は、町民のために働く者として、健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければならない。 2 町長等及び町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させるよう努力しなければならない。 3 町長等及び町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければならない。 (町民との関係) 第15条 おいらせ町長等及び町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければならない。
小田原市	(市の執行機関の責務) 第12条 市の執行機関は、市民自治を推進するため、市民の立場に立って政策を実施するとともに、市民の持つ意欲、知識等をまちづくりに生かすよう努めなければならない。 2 市の執行機関は、市民に対する説明責任を意識し、政策の立案、実施等に関する情報を市民に対して適切に提供できるよう努めなければならない。 3 市の執行機関は、市民からの意見等に対して誠実に対応するよう努めなければならない。 (市職員の責務) 第13条 市の職員は、市民との協働を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければならない。